

平成26年度市内遺跡確認調査報告書

敷 領 遺 跡
松 尾 城 跡 Ⅲ
その他の市内遺跡

平成27年3月
指宿市教育委員会

例　　言

1. 本書は、平成26年4月1日から平成27年3月31日まで実施した鹿児島県指宿市に所在する數箇遺跡等の発掘調査報告書である。

2. 発掘調査は、指宿市教育委員会で実施した。調査は恵島瑛子・中摩浩太郎が担当し、鎌田洋昭の協力を得た。
調査組織は以下のとおりである。

発掘調査主体	指宿市教育委員会	教育長	池田昭夫
発掘調査責任者	指宿市教育委員会	教育部長	浜島満石
発掘調査担当組織員	指宿市教育委員会	社会教育課長	福ヶ追知
		社会教育課参事官	海江田勝博
		管理係長	山脇勝人
		社会教育係長	中摩浩太郎
		主幹兼文化係長	鎌田洋昭
		文化係主任	西平田淳
		文化係技師	恵島瑛子

発掘調査作業員　　飯塚勝正、下押喜代志、高橋史、堀口ユウ子、吉元妙

監理作業員　　清秀子、竹下珠代、鍛田真由美、堀由希

調査協力　　社会福祉法人 はほえみ会設立準備委員会・興南建設株式会社

調査指導　　坂尾英美、永山修一、中村直子、藏蓄治己、森田秋弘、上野景俊、

大西智和、東和幸、松崎大樹

3. 本書の図集、図面作成、写真撮影は、中摩浩太郎・恵島瑛子が行い、鎌田洋昭・松崎大樹・東和幸の協力を得た。

4. 調査、及び報告書作成に要した経費のうち、50%は国、8%は県からの補助を得た。なお、数箇遺跡の本調査に関する経費の一部については、社会福祉法人 はほえみ会の協力を得た。

5. 図中に用いられている座標値は、世界地図系に準ずる。

6. 遺物観察表、遺物実測図、遺構図の表記凡例は、「橋本礼川遺跡Ⅲ」(1992、指宿市教育委員会)と「水迫遺跡Ⅰ」

(2000、指宿市教育委員会)に準ずる。観察表の特殊な表記については下記のとおりである。

土器の混和材【カ:角閃石、セ:石英、ウ:雲母、金:金雲母、白:白色粒、黒:黒色粒、赤:赤色粒】

土器部位【口:口縁部、口縁部径、肩:肩部、肩部最大径、胴:胴部、胴部最大径、底:底部、底部径】

調整【内:内面、外:外面、口唇:口唇部、突:突起部、底:底面、脚内:脚台内面、脚端:脚台接地面】

色調【内:内面、外:外面、肉:墨色】※遺物のマンセル値は、土色計SCR-Iを使用し測色した。

7. 発掘調査で得た全ての成果については、指宿市考古博物館蔵(COCCO)はしむれで保管し、活用する。

8. 遺情・遺物の写真是、以下のURLでも、ご覧いただけます。

<http://www.minc.ne.jp/cocco/shikiryoi3/toppage.htm>

目　　次

第Ⅰ編 敷領遺跡	1	第2節 基本層序と遺構内の層序	5
第1章 試掘調査	1	第3節 遺構	7
第1節 遺跡の位置と環境、調査履歴	1	第4節 遺物	15
第2節 試掘調査に至る経緯	1	第5節 まとめ	16
第3節 試掘トレレンチと基本層序	2	第Ⅱ編 その他市内遺跡	26
第2章 本調査	5	第Ⅲ編 松尾城跡	28
第1節 本調査着手の経緯と調査の概要	5		

第Ⅰ編 敷領遺跡

第1章 試掘調査

第1節 遺跡の位置と環境、 調査履歴(第1図・第2図)

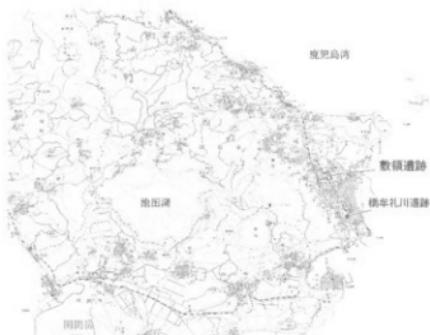
敷領遺跡は、指宿市十町小字敷領、及びその周辺に広がる弥生時代から平安時代にかけての複合遺跡である。遺跡は、指宿市街地が広がる火山性扇状地のはば中央、海拔4~10m前後の標高にあり、火山災害遺跡として知られる国指定史跡指宿橋幸礼川遺跡の北北西約2kmの地点に位置する。敷領遺跡の立地する扇状地は、北側を流れる二反田川と南側を流れる柳田川の両小河川に挟まれ、海岸に向かって緩やかに傾斜している。

第2図は、敷領遺跡における西暦874年3月25日に帰属する遺構の調査履歴である。平成7年度以降の開発に伴う調査や、学術調査によって今調査区の北側の「中敷領地区」には建物遺構2基が検出されたことから、一帯に居住域が広がっている可能性が指摘されている。その東側には広範囲に水田遺構が検出され、真北方向を向いた大畦の配置も確認されるなど計画的な水田造営が何われる。また、中敷領地区の北側と西側においては、畠遺構が検出されている。

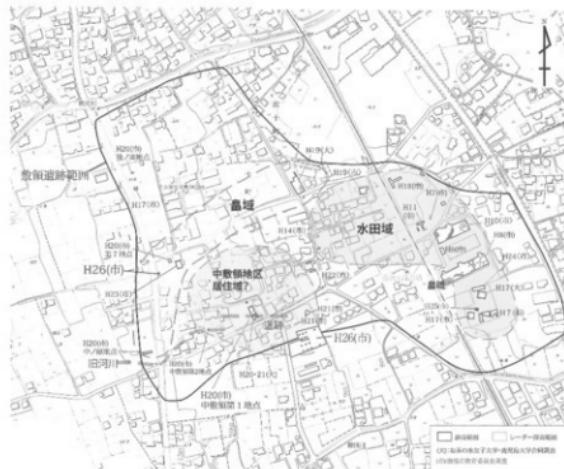
敷領遺跡においては、6層中位において「官衙」の存在を思わせる遺構や遺物の出土があり、その後の874年面では広範囲の水田造営が行われており、集落についても一定の場所に集約化されていることが予想されるところである。

第2節 試掘調査に至る経緯

敷領遺跡南端部分において、社会福祉法人ほほえみ会による特別養護老人ホーム建設計画が立案された。建設予定地は、周知の埋蔵文化財宝蔵地「敷領遺跡」の南側境界部分に当たるが、隣接地や近隣において、西暦874年の開闢噴火



第1図 敷領遺跡位置図

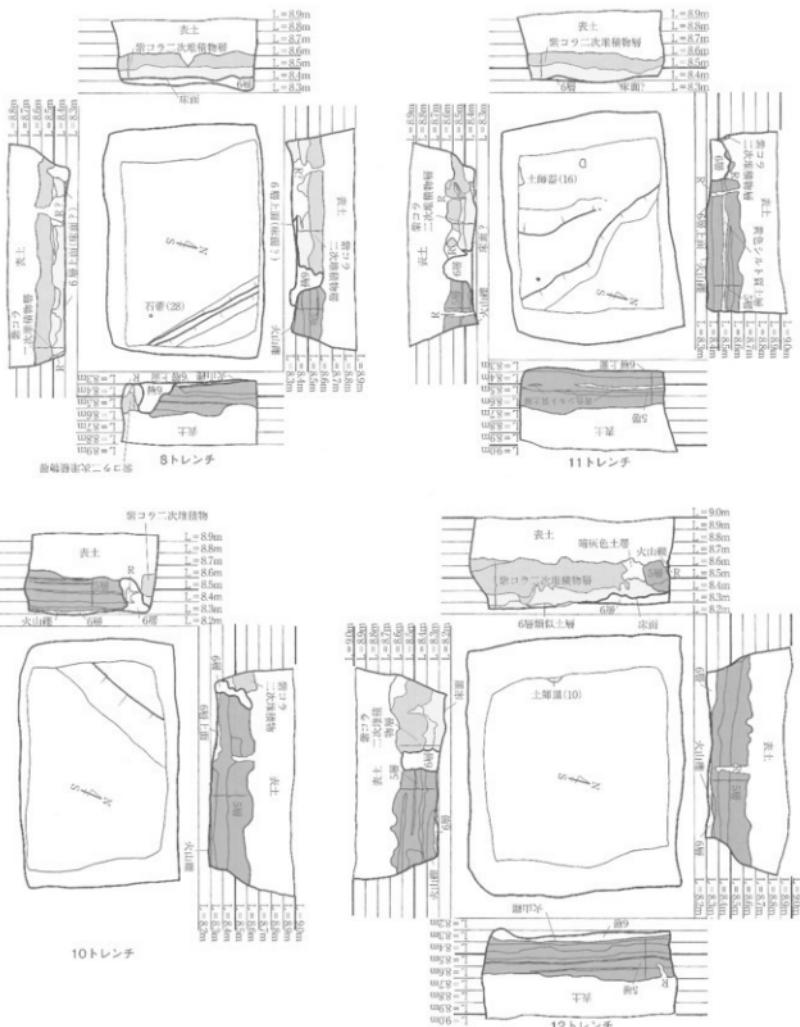


第2図 敷領遺跡調査地点集成図と平安時代の集落景観推定図

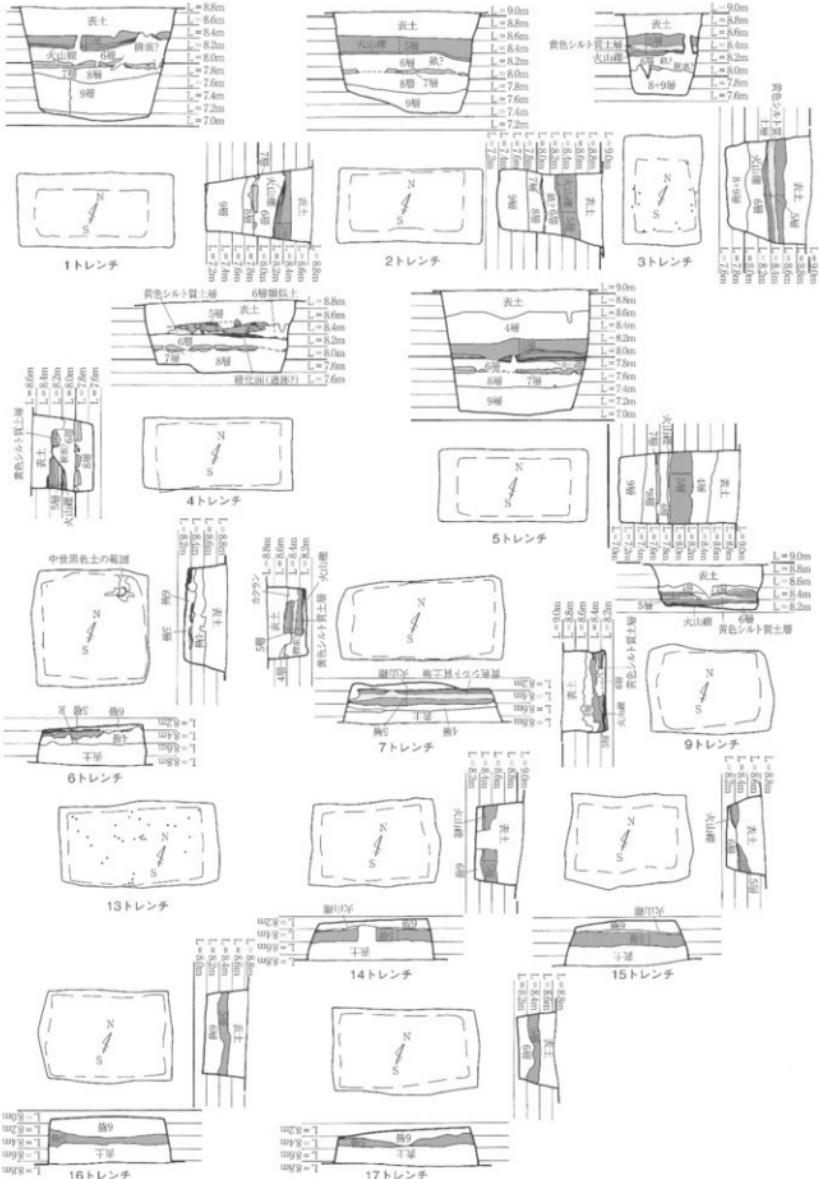
によって埋没した建物遺構等が発見されており、試掘調査の実施が必要であった。のことから、開発原因者に対して文化財保護法93条第1項による届出書提出を依頼するとともに、設計内容が判明した段階で基礎部分の試掘調査に着手することを申し合わせた。試掘調査期間は、平成26年11月26日～27日である。

第3節 試掘トレントと基本層序

試掘トレントは建物基礎の四隅と中央の5箇所を設定した(第5図1T～5T)。



第3図 試掘トレント図1 (S=1/40)



第4図 試掘トレンチ図2 ($S=1/75$)

試掘の結果、建設予定地内では、表土下に中世黒色土が一部見られ、その下位に874年の開聞岳火山灰層が堆積していた。火山灰直下の6層上面(874年面)は東方向に次第に落ち込んでいたが、西半は平坦な地形であると考えられた。6層下位には7層青コラ火山灰やその2次堆積層が見られ、その下位には8・9層(古墳時代相当層)が堆積していた。8・9層では土器細片が出土したのみである(層位断面図は第4図)。

874年面には、樹木痕跡と見られる柱状による火山灰層が途切れる箇所が複数見られた他、2T・3Tにおいて崩壊構造を想起させる6層上面の凹凸があった。このことから、開発原因者と協議を実施、建設予定地西半の基礎工事箇所の試掘調査を追加で実施することの了承を得た。追加の試掘調査は、平成26年12月4日～6日に実施した。試掘トレーニチは12箇所設定した(第5図6T～17T)。

試掘調査の結果、8T、11T、10T・12Tの断面において6層土が堤状に盛り上がる箇所を確認した。また、これを境として開聞岳火山灰の一次堆積層と二次堆積層が明瞭に分かれて堆積していた(第3図)。4Tでは、6層上面に道跡と見られる硬化面が検出された。

8T、11T、10Tと12Tで検出された堤状の高まりは、平成20年度の鹿児島大学とお茶の水女子大学の共同調査の際、敷領遺跡中敷領地区で検出された平地式住居外周部の遺構に類似していた(お茶の水女子大学教育学部博物館学研究室ほか2007)。

また、隣接する10Tと12Tにおいては、堤状の高まりが直線的に連続していた。10Tではトレーニチ北西角に二次堆積層が露出したが、堆積状況は平成元年に国指定史跡橋本川遺跡南隣接内で検出された、建物遺構内の堆積状況に酷似していた。建物は、874年の開聞岳噴火による火山災害を受けていた(指宿市教育委員会1991)。

さらに、建物の内部と考えられる二次堆積層直下の6層上面からは、8Tで石器(第21図28)が、11Tで土器器皿(第20図16)が、12Tで土器器皿(第19図10)がそれぞれ出土した。

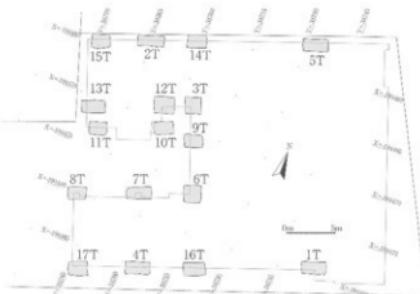
これらから、8T、11T、10Tと12Tで見られた堤状の高まりは、建物遺構の一部の可能性が高いと考え、二次堆積層が分布する範囲が建物の内部であると考えた(第6図)。

なお、10Tと12Tで検出された建物遺構の一部は、西方向に延びているものと推定されたが、西側に位置する11Tと13Tの東側セクションには該当する二次堆積層が検出されなかつた。したがって、建物遺構は11T・13Tの東側に収まるものと考えられた。

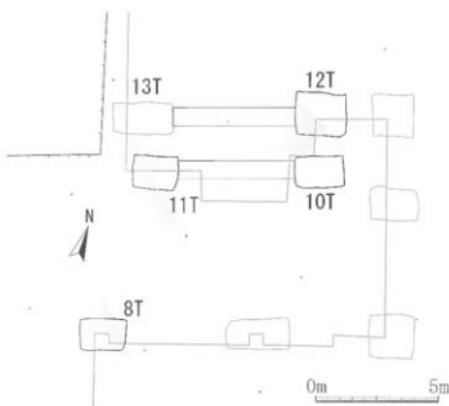
【文献】

指宿市教育委員会 1991 『橋本川遺跡』 指宿市埋蔵文化財発掘調査報告書(9)

お茶の水女子大学教育学部博物館学研究室、鹿児島大学法文学部比較考古学研究室 2007 『鹿児島県指宿市 敷領遺跡(植田地点)の調査』 文部科学省科学研究費補助金特定領域研究「わが国の火山噴火被災地における生活・文化環境の復元」による発掘調査報告書



第5図 試掘トレーニチの位置図(S=1/500)



第6図 遺構配置想定図(S=1/200)

第2章 本調査

第1節 本調査着手の経緯と調査の概要

試掘調査の結果を工事設計内容と突合したところ、10Tと12Tで検出された建物遺構は、地中梁の設置工事に伴う掘削工事により影響を受ける可能性が高いことがわかった。このため、開発原因者と設計変更を含めて協議を行ったが、計画変更が困難であったことから、建物遺構の記録保存に関して協力を依頼した。結果、本調査に関する期間及び費用について協力をもらえることになった。

建物遺構の本調査期間は、平成26年12月11日～20日である。本調査区は、10Tと12Tをつないで西側に拡張し、11Tと13Tの手前までの範囲とした。

表土を火山灰層上面まで除去し精査したところ、開聞岳火山灰二次堆積層が方形状の範囲に堆積し、コーナー部分も一箇所で確認できた。この外周には一次堆積層が見られ、両者の境界部分には6層土が帯状に連続して検出された。こ



第7図 基本層序図

れば、試掘トレチのセクションで検出した堤状の遺構の上面と考えられ、遺構が良好に残存しているものと予測された。

調査は、方形の二次堆積層の長短軸に合わせた十文字ベルトを設定し、建物埋土の二次堆積層を掘削し実施した。

第2節 基本層序と遺構内の層序

敷領遺跡の層序は、橋本礼川遺跡の基本層序とはほぼ同様である。ただし、西暦874年3月25日の開聞岳火山灰層は、降灰範囲の中心部からやや外れることから橋本礼川遺跡に比べ薄い。試掘調査区の基本層序は、第1章第3節で述べたとおりであるが、第5層開聞岳火山灰層(西暦874年3月25日～貞觀16年3月4日)に関して補足する。今回の調査区では、第5層中位に、間層の黄色シルト質土層が明瞭に見られた。成尾英仁氏の教示では、これは土石流堆積物層であり、「日本三代実録」に記載がある旧曆3月5日夕刻の降雨及びその後の洪水による堆積と考えられるとのことである。

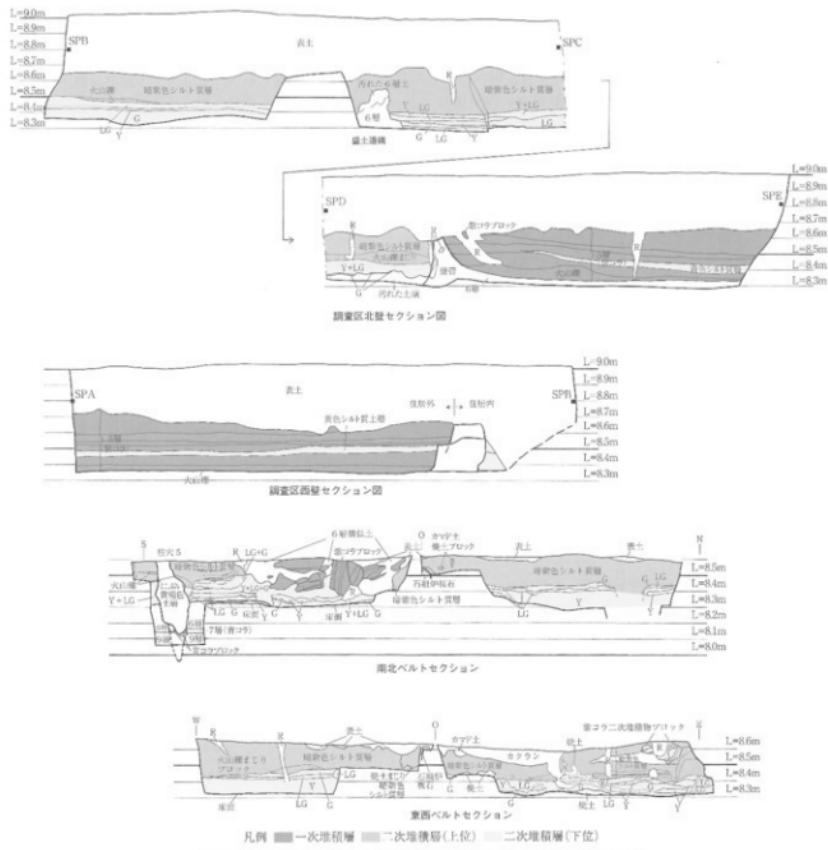
建物遺構内の層序(第9図)は、基本的に開聞岳火山灰二次堆積層である。二次堆積層は大きく2分層できる。上位が暗紫色シルト質土層(層厚約20cm)であり、下位が黄色(第9図中の「Y」)・明灰色(同「LG」)・暗灰色(同「G」)のシルト質土層の互層(層厚約10cm)である。いずれも一次堆積層より硬度が低い。

建物床面は下位の二次堆積層が被覆するが、部位により色調が黄色・明灰色・暗灰色と異なっている。これは、建物内

部への土石流の流入過程により生じた相違とみられる。また、後述するが、下位の二次堆積層は建物の入口部分で開闢岳火山灰層中位の黄色シルト質土層と連続していた(第22図)。



第8図 遺構配置図(S=1/30)



第9図 調査区セクション図・建物ベルトセクション図(S=1/30)

第3節 遺構

本調査区で検出された遺構は、平地式建物遺構1基である。建物は、西暦874年3月25日(貞観16年3月4日)の間聞岳噴火に伴う火山災害で被災していた。すなわち、建物外は一次堆積物層によって埋没し、建物内部は二次堆積層(土石流堆積物層)により埋没していた。両堆積層は、建物の内外境界で周堤状の盛土遺構を境界としていた。

建物遺構南面では、周堤状の盛土遺構が途切れる出入り口が検出された。出入り口では一次堆積層は建物内部に平面形で「U字」状に、断面形で斜めに入り込むが、これは建物外に堆積した火山灰が出入り口から崩れこむように堆積したためと考えられる。なお、一次堆積物層下部の火山礫は、出入り口部分では建物内部に入り込まない。また、建物外部では周堤状盛土に接して極めて薄く、やや離れた部分でレンズ状に厚くなっていた。これは、屋根の庇の存在を反映したものであり、降下したスコリアが庇から落ち、再堆積したためであると成尾英仁氏から指摘されている。

平地式建物遺構の付帯遺構は、カマド1基、石組炉1基、土坑1基、柱穴5基、周堤状の盛土遺構に接した小ピット[「壁带ピット」]13基、建物外部の溝状遺構1条が検出された。また、出土遺物は、カマドに伴うもの4点、石組炉に伴うもの1点、床面直上遺物28点、二次堆積層中7点、建物外6層上面2点である。

(1) 平地式建物遺構

建物遺構は、略東西を長軸とする。長軸5.3m、短軸3.8mの隅丸長方形である。6層上面を床面とする。床面は長軸方向では平坦であるが、短軸方向において段階的に落ちこんでおり、北面に向かいレベルが下がっている。床面で貼り床は確認していない。床面レベルと建物外の6層上面レベル差は3cm程度と若干はあるが、今調査区北側隣接地で検出された小型の建物遺構のように、最大で15cm程度の土壌状の構造を形成するものとは異なっている（指宿市教育委員会2011）。

周堤状の盛土遺構（以下「周堤」と表記）は、6層土を平均高さ26cm程度盛り上げ、帯状に連続する。建物の外周を取り囲んでいるが、南面の出入口で幅70cm切れている。周堤の断面は台形を呈する場合と細い三角形状を呈する場合がある。また、東面では下端に二次堆積物がえぐりこむように入り、その上部がオーバーハングする部分もある。いずれにしても、周堤の壁は建物内部側の面が直立する傾向がある。上端幅は最大で15cm、最小で2cm、平均して6~7cm程度であり、下端幅は最大で30cm、最小で14cmである。周堤の形状からは、これが独立した遺構であるとは考えにくく、建物の壁に土を盛り付け形成され、それが残存したものと考えられる。

南面の出入口では、東側の周堤が建物内に入り込むように曲げて作られているが、このことが出入口であると判断した根拠である。

建物内部で周堤に接して小ピット「壁帶ピット」が13基検出された。最大径6cm、最小径4cmで、平均は5cm程度に収まる。すべて建物の床面に刺さった状態であり、床面からの最大深は13cm、最小深は2cmである。埋土の色調は6層上の暗オリーブ色よりやや暗い「ぶい黄褐色（10YR4/3）」で、柱穴の埋土に近似している。

壁の部材痕跡は発見できていないが、配置からみて壁帶ピットは建物の壁支柱と考えられる。ただ、ピット配列が直線的でないこと、建物内部においては周堤と壁帶ピットとの間に二次堆積物が入り込んでいる箇所も見られる状況から、板壁とは考えにくい。橋牟礼川遺跡の倒壊建物では、大きく湾曲した壁材と考えられる痕跡が層序中で確認されており、竹綱代等を下地にして草を葺いた壁であった可能性が指摘されている。今事例も同様に草葺、あるいは半截竹等を利用した壁であった可能性を指摘しておきたい。

建物の床面に柱穴を5基検出した（第11図、第12図）。柱穴1は上位の二次堆積層上面で検出し、径12cmの隅丸方形を呈する。検出面からの深さは47cm、床面からの深さは12cmで、西側にやや傾いている。柱穴2は、下位の二次堆積層中で検出した。長径20cm、短径13cmの不整形を呈する。床面からの深さは35cmであり、深さ18cmの部分で径5.5cmとすぼまる形状である。柱穴3は上位の二次堆積層上面で検出し、長径12cm、短径9cmの梢円形を呈する。検出面からの深さは45cm、床面からの深さは9cmで、東側にやや傾いている。柱穴4と柱穴5は、出入口の周堤状遺構との位置関係から、出入口の屋根を支える支柱の可能性がある。柱穴4は床面で検出し、径20cmの梢円形を呈し、床面からの深さは40cmである。柱穴5は上位の二次堆積層上面で検出し、長径13cmの梢円形を呈する。検出面からの深さは63cm、床面からの深さは35cmで、東側にやや傾いている。柱穴の埋土は6層上の暗オリーブ色よりやや暗い「ぶい黄褐色（10YR4/3）」を呈しているが、これは橋牟礼川遺跡で検出した、開聞岳火山灰で埋没した樹木痕跡等の埋土と類似している。樹木痕跡の埋土は、火山災害による埋没後、地表面に出ていた樹木が腐食した後に残った空洞に、上位から土壤が入り込んだものである。一方、建物が倒壊して柱材が二次堆積層中に封入された場合は、柱痕跡は空洞として検出される。したがって、この建物では建物埋没後も柱材が立っていて、二次堆積層上面に出ていたことになる。

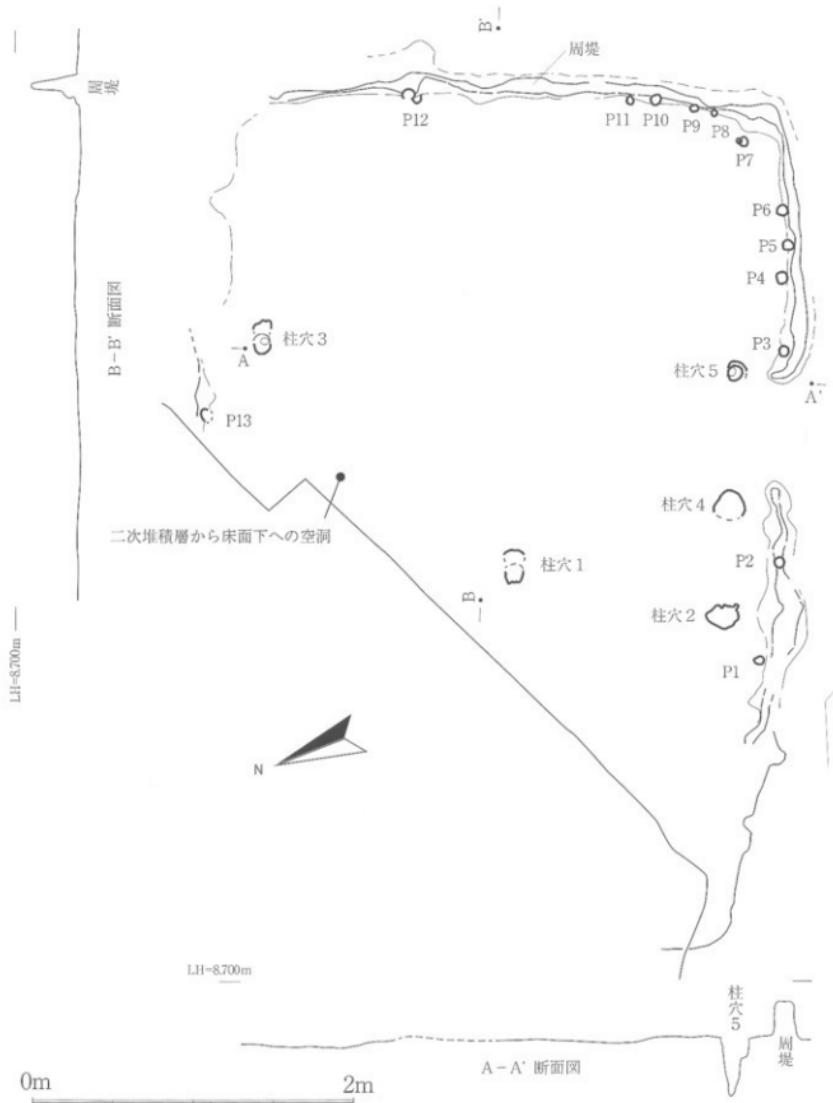
以下は建物の付帯遺構の詳細である。

(1) カマド（第13図・第14図）

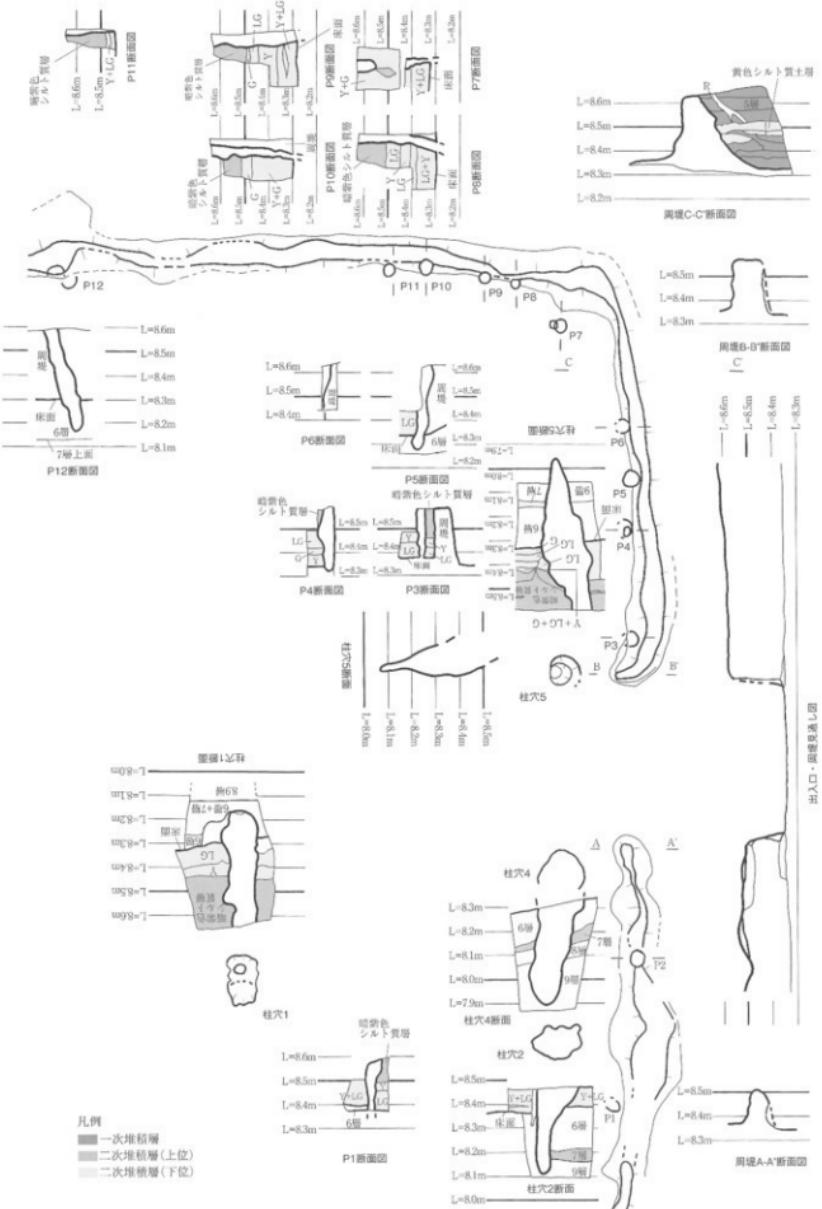
表土除去の段階で、二次堆積層に混じりカマドの形成土の一部が露出していた。カマド上面には土器器窓が据え付けられ、その内部には暗紫色の二次堆積物が入っていた。埋没当初はカマド上面まで二次堆積層が覆っていたとみられる。

カマドの側面は二次堆積層で被覆されていた。検出時点の平面形は不整な半円形であり、「弦」の部分が南側を向く、建物の長軸と並行する。「弧」の部分が北側を向く。建物の東壁から0.6m、北壁から1.2m程度離れた床面に造り付けられ、煙道は見られない。検出時点の法量は、南北0.8m、東西1.1m、残存最大高さは29cm。カマド表面は、よごれた黄褐色粘質土（以下「カマド土」）を盛り上げ形成されていた。カマドの東側床面には、横転した成川式系土器の壺がカマド土に半分近くが埋没して検出された。

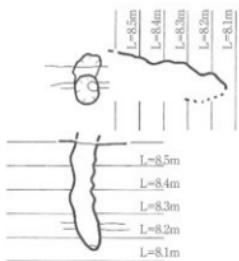
カマド構造と焚口位置とを把握するため、先行トレレンチを6カ所設置した（第13図①）。カマド形成土は、表面がよごれた黄褐色粘質土、内側が赤褐色粘質土となっている。内側の土壤がより粘性が高い。両土壤の境界線は直立してい



第10図 ピット配置図と住居エレベーション図 ($S=1/30$)



第11図 柱穴・壁芯ピット・周堤図 (S=1/20)



第12図 柱穴3面図(S=1/20)

態であり、堆積過程が他と異なるものと思われる。燃焼室の床面は建物床面レベルより15cm程度高む、浅いボール状を呈する。この上に灰層が堆積し、灰層上面にはカーボンと焼け土の混ざった茶褐色土が堆積するが、この上面はカマド奥壁に向かい立ち上がるようになくなっていた。

カマドの焚口については、北面(第13図⑥)・東面(第13図⑤の右半)・西面(第13図⑦・⑧)でカマド土の壁が立ち上がるのに対して、南面(第13図④右半)でこれが検出されなかつたため、南面と考えた。南面には、床面に堆積した下位の二次堆積物、その上部にカマド土と赤褐色粘質土の入り混じった堆積物がある。さらに部分的に上位の二次堆積物がカマド内部に入り込んだような箇所もある等、極めて複雑な状況を呈している(第13図②)。外観からは焚口の範囲を把握できなかつたため、カマド前面下部に堆積する二次堆積物を除去するのに合わせて、カマド前面(南面)を薄く削った。その結果、第13図③のように幅22cm、高さ10cmの「かまぼこ」状に二次堆積物が詰まった部分が検出された。ただ、この西側50cmの先行トレレンチ(第13図⑨)においても、下位の二次堆積物が燃焼室に入り込んでいたことから、焚口は南面の広い範囲とわかつた。

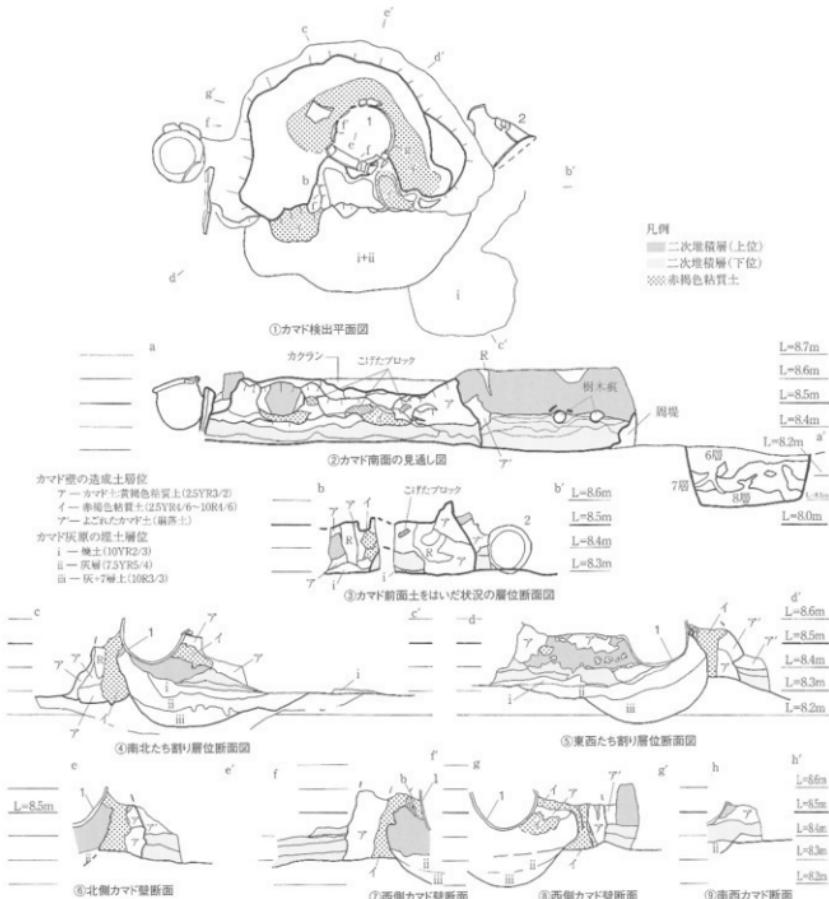
カマドの南側の床面に焼土と灰の広がりを検出した。これを断ち割った第13図④断面では、薄い焼土の下に灰が充満した土坑状の落ち込みがあり、燃焼室に向かい深く落ち込んでいた。この土坑は、燃焼室からカマド南面に連続する梢円形を呈するもので、焚口から35cm程度張り出していた(第14図)。埋土は表面にカーボン混じりの焼土(i層)、その下位に灰(ii層)、最低部が灰と土坑床面上(第7層青コラ火山灰二次堆積物層)が混じったもの(iii層)である。i層はカマドの前面に分布するほか、燃焼室の灰層(ii層)の表面にも見られるため、カマドの鎮火用に用いられた可能性もある。

第14図はカマド本体の完掘状況である。袖幅は1.1m、奥行き60cmの台形状を呈する。焚口は南面の全面である。

焚口の天井構造については、南面の状況から知ることができる。南面上面は土器壺の口縁部が接する部分を中心には2段に陥没している。第13図④断面では、カマド土と赤褐色粘質土が上下に堆積し、その下に下位の二次堆積物が流入しており、焚口天井部には両袖を繋ぐブリッジ状の構造があったことを示している。南面には、黒く変色したブロック状の粘土塊が見られる。このブロックは煤が強く付着した平坦な面を有している(第13図①中の斜線部分)。これが焚口天井の端部剥片であると考えられる。

上面の土器壺は、焚口天井部の崩落に伴い南側に向かって45度程度横倒しになつたとみられる。この際、カマドの東・西・北側の天井部も変形したと考えられ、カマド壁が途中で折れた状態になっている。この時カマドの表面にひび割れが生じ、後に上位の二次堆積物が入り込んだと考えられる。そして、カマド表面の土も崩落したのであろう。カマド土が下位の二次堆積層の上に崩れかかっていることから、カマドが崩壊したタイミングは、下位の二次堆積物の流入直後とみられる。下位の二次堆積物の流入と焚口天井部の崩落によってカマドの口は閉じ、燃焼室の一部には中空ができた。この後、建物に流入した上位の二次堆積物はカマドを完全に埋没させ、カマド表面のひび等から燃焼室内に侵入した。しかし、内部の堆積物は土圧を受けなかつたためか固結せず、「ふわふわ」の状態で残つたと考えられる。

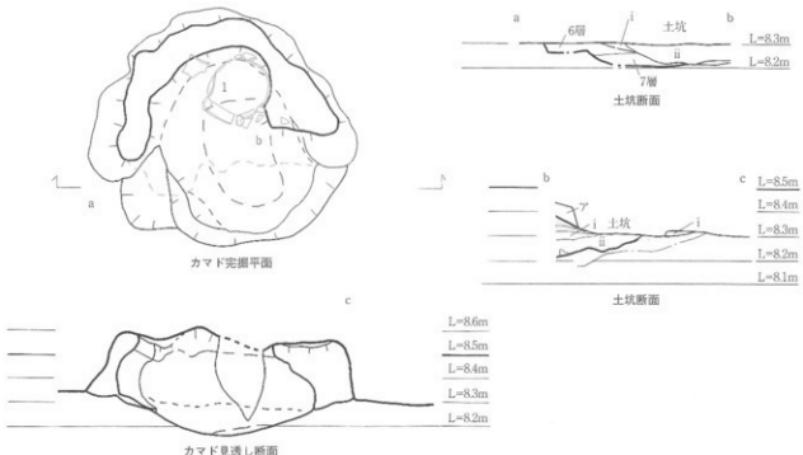
カマドの掛け口構造についてある。検出時点でカマド上部の壺は「造り付け」の状態に見えた。しかし、壺を取り外す際、カマド土と壺との間に上位二次堆積物が入りこんだ部分もあった。ただ、これはカマドが崩壊した後の状況であり、使用時点の状況は知ることはできない。外山政子氏は、カマドに掛けられた壺のススや粘土の付着状態等の痕跡か



第13図 カマド図 1 (S=1/20)

ら掛け口構造を考察しているが(外山政子1992)、群馬県の事例では窯のスス付着部位は、燃焼室側の器面であり、カマドの上に出た部分ではない。今事例ではそれとは逆に、土師器裏外面の胴部上半のみに一回ススが付着し、粘土が部分的に付着している。つまり、カマド上面にはスス漏れが生じていたと考えられる。ススの付着は焚口に面した部分に特に強く見られ、口縁部外面にまで達していた。第15図は外面の痕跡を模式的に展開図にしたものである。ススの付着位置が底部に近くなる箇所では粘土がほとんど付着しておらず、付着した粘土もブロック状を呈している。したがって、窯は掛け口に粘土で完全に密着・固定したものではなかったものであり、カマド上部へのスス漏れが著しかったと考えられよう。

カマド燃焼室には焚物は残っていないかった。一方、カマドの周辺では6本の樹木痕跡が二次堆積層中にバラバラに残存していた。最も長いもので80cmであるが、端部にカーボンが詰まっていた。他の3本でも内部にカーボンが検出されており、焚物であった可能性が高いと考えられる。



第14図 カマド図2 (S=1/20)

建物の部材痕跡とみられる大型の痕跡は発見されていないため、カマドの崩壊は屋根や壁の倒壊に伴うものではないと考えられる。

カマド東側で出土した成川式系甕(第19図2)は、本来はカマドの横に置かれていたとみられる。外面の胴部上半にスヌが付着し、粘土が胴部から口縁部外面に付着するため、何らかの形でカマドで利用した可能性がある。また、カマド上面で出土した成川式系甕の口縁部片(同上4)は、赤褐色粘質土中からの出土である。カマドの強度を増すために土器片を混ぜ込む事例が知られているが、これもその例であると考えられる。

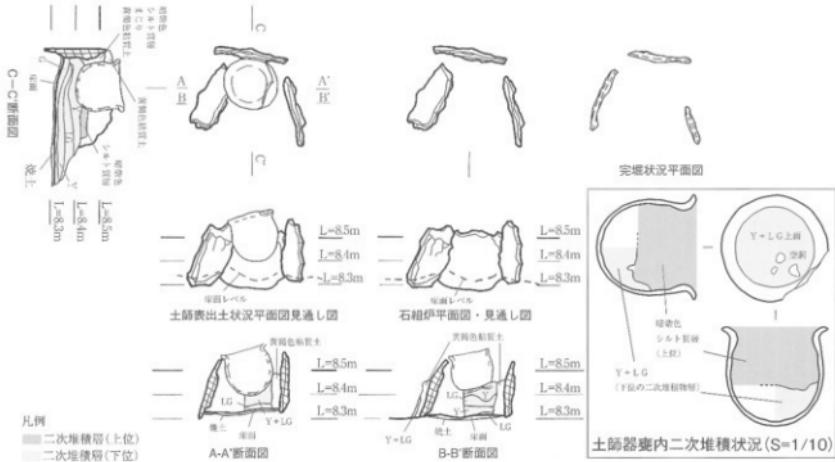
(2) 石組炉(第16図)

石組炉はカマドの西側に隣接している。検出時点では、上位の二次堆積物(暗紫色シルト質土層)およびカマド土(黄褐色粘質土)の崩落土で被覆されており、炉内には下位の二次堆積物が流れ込み、黄色と明灰色の互層を成していた。

石組炉の構造についてである。火床は北・東・西の3方向を板石で区画している。床面は掘り込まれておらず、焼土が1~2cm堆積するのみである。板石は凝灰岩を荒く台形状に割ったものである。片面は扁平であるが、もう片面は空気を多く含んで溶結した岩石がこびりついているため、厚さは薄いところで1.5cm、厚いところでは6cmを測る。北と西の板石は、扁平な面を炉の内側に、東の板石は外側に向けており、統一はされていない。法量は、北の板石は最大高25cm、最大幅32.8cm、東のものは最大高29.5cm、最大幅29.5cm、西のものは最大高27.3cm、最大幅30.5cmを測る。板石は床面に3~5cmしか埋められていない状態で自立している。どのように固定されていたかは不明であるが、板石



第15図 カマド上面使用痕跡模式展開図



第16図 石組炉(S=1/10)

の内側には、部分的にカマド土と同質の黄褐色粘質土が厚さ4cm程張り付いており、これが裏込め土である可能性も考えられる。なお、火床を埋めた二次堆積物を全て除去したが、支脚や燃焼材等は検出されなかった。

石組炉に伴う土師壺についてである。土師壺は、炉内に流れ込んだ下位の二次堆積物の上にはほぼ正位で検出された。あたかも炉に据えられているような状況であるが、壺内部の二次堆積物の状況をみると、底部から胴部下半まで下位の二次堆積物(黄色・明灰色)が、口縁部から胴部上半までは上位の二次堆積物(暗紫色シルト質土層)が入り込んでいた。検出時の壺の口縁部のレベルは、炉内に流れ込んだ下位の二次堆積物上面のレベルよりも17cm高く、下位の二次堆積物がこの高さを乗り越えて壺の内部に入り込んだとは考えにくい。したがって、建物に下位の二次堆積物が流入した時点で、壺が正位で炉に据えられていたとは考えにくく、床面に横倒しの状態であったものが、建物に流入した二次堆積物に押されて持ちあがり、検出時の位置に収まつたものと考えざるを得ない。また、壺の頭部から胴部にかけては剥離が激しいが、これは使用による痕跡ではなく、下位の二次堆積物流入時に板石に繰り返し接触した際の痕跡と捉えることができるだろう。

次に土師壺の使用痕についてである。外面には、スグが口縁端部および頭部から胴部下半にかけて一周付着しており、一部は口縁部内側にもまわっている。内面には胴部から底部までコゲが付着している(第19図3を参照)。がやカマドといった煮炊き施設で使用された土器の使用痕について、外山政子氏は、炉はカマドとは異なり、火力の調整を主に燃料の多少によって行い、かつ空気を一定方向に導けず上昇気流が生じるまであるため、壺を炉にかけた場合外側全面にスグが付着し、口縁部の内側にまでスグがまわり、内側にはコゲがつきやすいと述べている(外山1992)。前述した石組炉に伴い出土した壺の使用痕の特徴は、外山氏の述べる如にかけた壺の使用痕の特徴とはほぼ一致するものである。以上よりこの壺は、石組炉で火にかけられ煮炊きに使用された可能性が考えられよう。

また、壺内部に流入した下位の二次堆積物には3箇所の空洞が確認された。この空洞に石膏を流し込み型を作成した。形状からはこれらが何であるかは判断できなかったが、下位の二次堆積物流入時に壺のなかに入っていた有機物の可能性がある。

(3) その他の遺構

・土坑(第17図)

床面南東隅で長方形の深い土坑を検出した。長軸79cm、短軸35cm、深さ10cmを測る。西側に段があり、二段落

ちしている。下端は長軸44cm、短軸12cmを測る。内部には下位の二次堆積層が入っていた。遺物の出土はない。下端の幅は須恵器横瓶の法量に近いことから、これを据えるための土坑である可能性を考慮しておきたい。

・下位の二次堆積層から床面下に至る空洞(写真1)

石組炉北側の調査区壁際で、下位の二次堆積層中に空洞が見られた。橋牟礼川遺跡の倒壊建物では、二次堆積層に封入された建物部材が空洞として痕跡が残る例が知られている。このため、その可能性を考慮し内部に石膏を流し込んだ。

取り上げられたのは、長さ26cm、直径10cm～15cmの棒状の構造で

あり、上端に枝状の突起があり、他に直径2cm弱のチューブ状のものが斜めに絡みが付いていた。突起の長さは3cm程度である。下端は斜めに切断されたように尖っている。床面から10cm弱露出し、床面から下に16cm程度埋まっている状態であった。

枝落とした樹木を床面に立てた可能性があるが、柱であるなら他の柱穴と異なり上位の二次堆積層の上まで達していないことになる。柱が折れ、下部分が残存したものである可能性も否定できないが、柱本体の痕跡は検出していない。検出位置は第10図に示した。

・盛土遺構(第9図)

北側セクションにおいて、周堤状遺構に類似した6層土の盛土遺構の断面を検出した。検出位置は建物周囲の周堤状遺構とは明らかに異なるが、何らかの立体的な構造物が北側に向けて設けられていることを示している。建物内の位置は、カマドと石組炉のほぼ延長線上に当たる。のことから、この建物の西半の床面にも付帯遺構が配置されていた可能性が示唆していると考えられる。

・溝状遺構(第22図)

建物南面において、周堤から20cm程度はなれて浅い溝状の遺構を検出した。この遺構は周堤に並行しており、長さ3m程度検出された。溝は、上端幅7cm～20cmの範囲であり、深さ15cm程度と浅い。おそらく、軒下の雨水排水を目的に設置されたと考えられる。開闢岳火山灰一次堆積物の火山礫が溝状遺構の部分で厚くなっていることからも、溝の真上に庇端部があったと考えられる。

・須恵器横瓶(第18図)

遺構ではないが出土状況について付記する。須恵器横瓶は床面に密着した状態で出土した。口縁部は90度傾いており、横転した状況である。内部には下位の二次堆積層と上位の二次堆積層が入り込んでいたが、上半が空洞状態であった。横瓶直下の床面には繊維質状の凹凸が見られたため、敷物等が敷かれていた可能性が考えられる。

第4節 遺物

1. 建物内出土遺物

(1) カマド・石組炉に伴う遺物(第19図)

1はカマド上面で出土した土器殻である。上面観は梢円形を呈し、復元口径は短軸で26.6cmを測る。口縁部は外反し、胴部は短く喇叭形に近い器形を呈する。外面は口縁部から腹部にかけてナデ、胴部はミガキを施し、内面は口縁部から頸部にかけてミガキ、胴部はカキ上げの後ナデを施す。

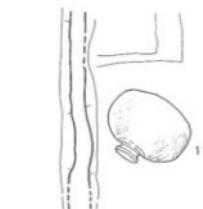
2はカマド東側床面で出土した成川式系の壺である。上面観は梢円形を呈し、口径は最大24.2cm、最小22cmを測る。口縁部は緩く外傾し、胴部は膨らまず低い脚台が付く。外面はカキ上げの後ナデを施す。ナデは荒いため粘土が溜まり残存している。内面部上半はユビオサ工後ナデ、下半はカキ上げ後ナデを施す。



第17図 土坑1(S=1/20)



写真1



第18図 須恵器横瓶出土状況(S=1/20)

3は石組炉に伴う土師器甕である。上面觀は正円形に近い。口縁部は緩やかに外反し、頸部内面は横位のヘラケズリ、胴部内面は縱位のヘラケズリを施す。底部内面にはユビオサエの痕跡が残る。

4はカマド上面で出土した成川式系甕の口縁部片である。口縁部はほぼ直行する。外面は工具ナデを施す。

5はカマド中央部の搅乱層から出土した口縁部片である。内外面とも回転ナデを施す。

(2)床面出土遺物(第19、20図)

6は耳状の把手である。瓶形土器の把手の可能性も考えられる。

7は成川式甕の脚部である。外面はミガキを施す。内面にはコゲが付着する。

8は土師器甕の口縁部～頸部の破片である。口縁部は短く外反する。内面には頸部以下にコゲが付着する。

9、14は土師器甕の口縁部片である。

10は土師器皿である。口径は12.2cm、器高は3.5～3.7cmを測る。底部はヘラ切り後ナデが施される。

11は須恵器横瓶である。最大口径は11cm、胴部最大長は34.3cm、器高は27.8cmを測る。口縁部は外反し、端部は平坦に仕上げるが、回転ナデによりわずかに凹む。両面閉塞で製作されており、胴部両側面には、粘土板を被せて蓋をした接合痕が残る。体部外面は格子状タタキ、内面は青海波タタキを施す。

(3)二次堆積層中出土遺物(第20図)

12は土師質の須恵器壺である。口径15.3cm、最大高6.5cmを測る。底部ヘラ切り後高台を付け、高台内面は回転ヘラケズリを施す。高台内面見込みには工具痕がみられる。内外面は部分的に黒変しており、外面については繪彩の可能性がある。

13は須恵器壺である。口径は14.3cm、最大高5.8cmを測る。底部ヘラ切り後高台を貼り付け、高台内面は回転ヘラケズリを施している。

15は土師器甕の口縁部片である。口縁部は外反し、内面に稜線がみられる。

2. 包含層出土遺物(第21図)

(1) 6層出土遺物

16は土師器甕の口縁部～頸部である。11T埋没建物遺構の床面と推定される6層上面から出土した。復元口径は23cmを測る。口縁部から頸部は内外面共工具ナデ、内面胴部は縱位のヘラケズリを施す。

17は成川式甕の脚部片である。建物の外、出入口付近の6層上面で出土した。工具ナデ後ナデを施す。

18は須恵器壺蓋の破片である。内外面に自然釉がみられる。

19・20は土師器壺蓋の破片である。19は口縁部外面がやや済曲する。20は口縁端部を若干折り返す。

21・22は土師器壺身の底部片である。21は内外面共部分的に赤色塗彩が残存する。22は外面にスヌが付着する。

23、25～27は土師器甕の口縁部片である。

28は石帯である。8T埋没建物遺構の床面と推定される6層上面から出土した。凝灰岩製の剥片を素材としている。素材剥片の周辺を1cm大の剥離で荒く成形後、研磨している。中央の穿孔は、その断面より両面からあけられている。

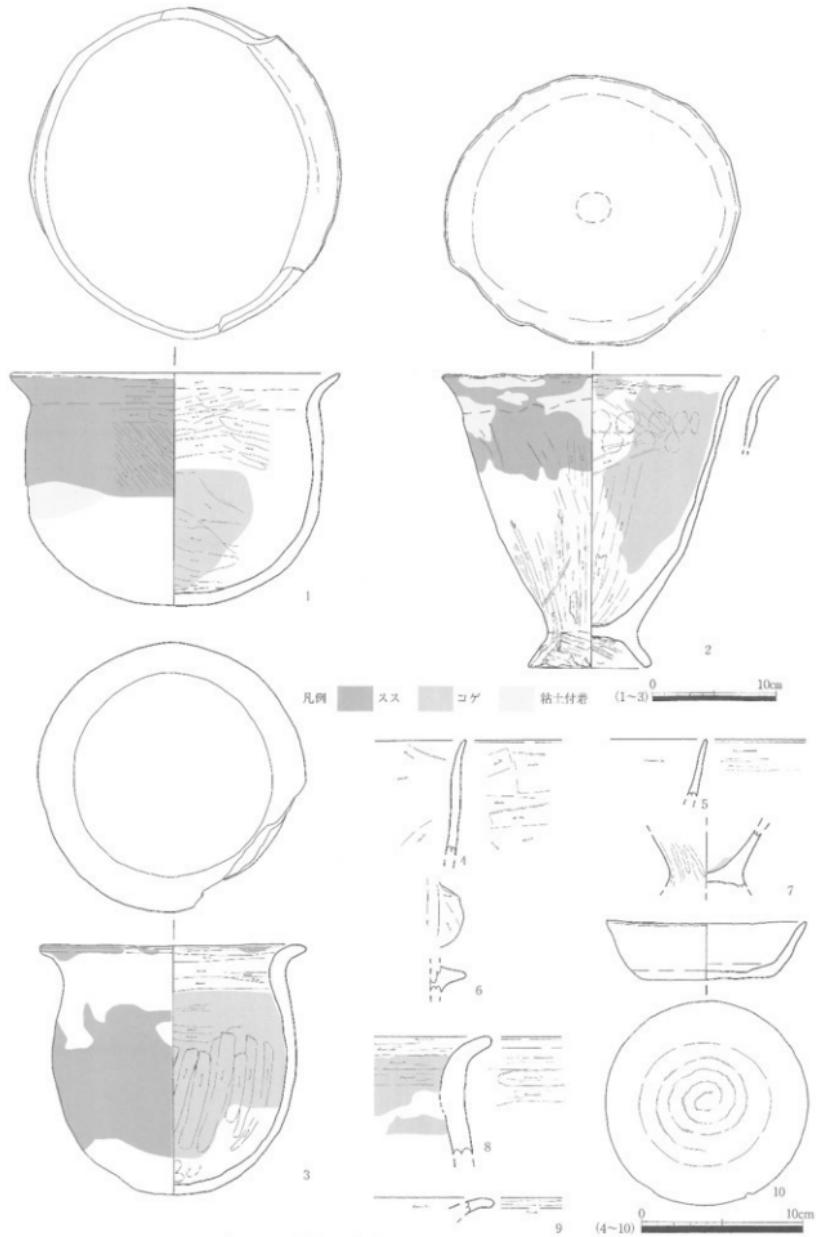
(2)中世黒色土層出土遺物

24は古代の土師器甕である。口縁部内面はナデ調整後、屈曲部分以下に横位のヘラケズリを施しているため、屈曲部分には明瞭に稜線がみられる。

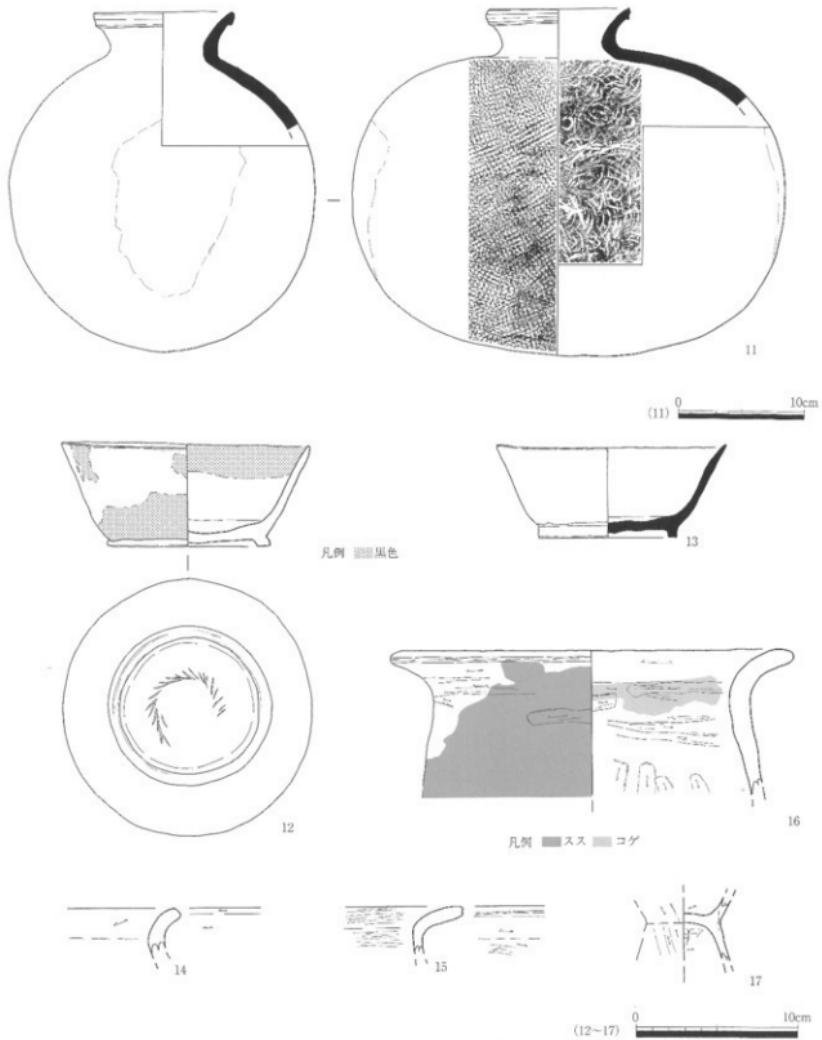
第5節 まとめ

(1)西暦874年の建物遺構について

今調査区で検出した平地式建物遺構について柱穴の配置を検討する。南面の出入口に伴うした柱穴4と5の延長上の西側に柱穴2が検出されており、3穴が桁行の支柱穴であることが想定できる。なお、周堤から離れた壁帯ピットP7もこの延長上に位置する。北面には南面の柱穴にほぼ対応する柱穴3があり、北面にも桁行に支柱が配置される可能性がある。柱穴1は中心軸から多少ずれるものの、棟柱とみられる。東側に対応する柱穴が検出されていないが、平成21年に北側隣接地で検出した小型の建物遺構では、建物床面にわずかに埋んだ柱受けが検出された(指宿市教育委員会2010)。また、市内の片野田遺跡では、古墳時代竪穴建物で主柱穴がなく硬化した床面の浅い窪みを柱受けとしていた。これらの例から、今回の建物においてもそのような形で柱が設置された可能性は棄却できない。



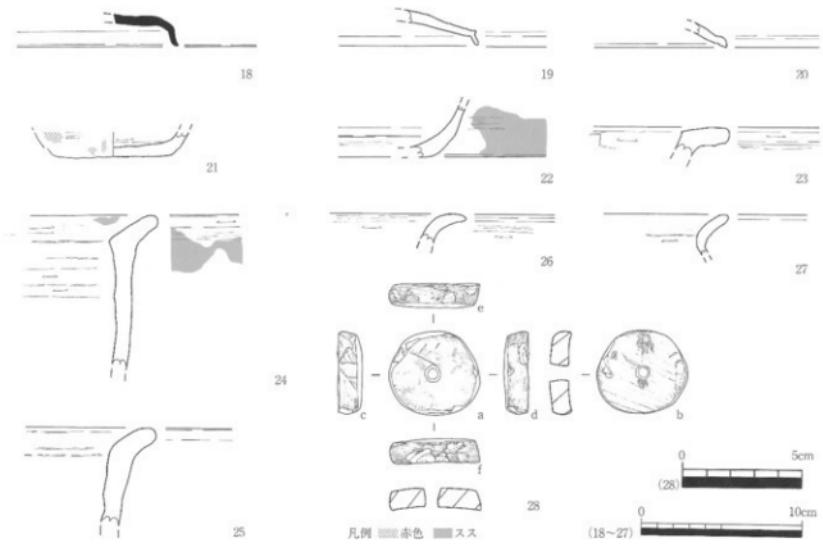
第19図 遺物図面① (1~3:S=1/4 4~10:S=1/3)



第20図 遺物図面② (11:S=1/4 12～17:S=1/3)

県内の古代のカマド例は、座摩川内市大島遺跡の8号住居と33号住居の2例がある(鹿児島県教育委員会2005)。いずれも奈良時代とされ(8号は8世紀代)、今事例は後続するものである。大島遺跡例は竪穴の際に造り付けられた事例だが、今事例は壁から離れ、煙道もない。さらに、石組炉との組み合わせであるという相違点がある。

カマドと石組炉は、壁際から離れ前面を主軸にはば合わせて設置される。主軸長に対する占有率は3割強となるが、カマドの東壁側に60cmのデッドスペースがあり、この部分を勘案すると主軸長の4割強を占有していることになる。



第21図 遺物図面③(18~27:S=1/3 28:S=1/2)

さらに、西側に盛土造構の存在が予想されるため、大きな割合が取られる。874年の橋牟礼川遺跡例の火処は地床炉であり、中敷領第1地点の建物の火処は浅い土坑炉である。いずれも占有面積が小さい。今回の建物ではカマドと石組炉が組み合わせて設置されており、火処の規模の相違も明瞭である。さらに、居住用の橋牟礼川遺跡例と中敷領第1地点例では、建物内の完形品の出土遺物が極めて少なく、橋牟礼川遺跡例では埴型土器1点であり、中敷領第1地点例では須恵器壊1点である。生活雑器の量としては極端に少ないが、火山災害の発生に伴い持ち出したと解されている。一方、今回の事例でも出土量は少ないが、土師器皿1点、土師器碗1点、須恵器壊1点の食器に加え、石組炉内の土師器甕、カマドの土師器甕、成川式系甕と3点の調理用具と、加えて須恵器横瓶がある。調理用具が残された例は他にないこと、横瓶は液体の貯蔵に適しており、希少性も高いことが考えられることから、この建物が居住用でなく共同の炊場であった可能性を示唆するのではないかと考える。

(2)建物の埋没過程について

今回の調査で検出した平地式建物は、西暦874年の開聞岳の火山災害で埋没した。カマドの埋没と崩壊の過程に関しては触れたが、建物の埋没過程を合わせて模式化したのが第23図である。3月25日夜半の噴火開始後、翌26日夕刻に降雨があり、これに伴い一度目の土石流が発生したとみられる。建物の出入口セクションで、ここから土石流が流入したことが確認できた。土石流は、一度横転した土師器甕を持ち上げ、石の炉壁に衝突、破損させる程度の流速で建物内に入り込んだようである。この直後にカマドは崩壊した。土石流は建物床全面を10cm程度埋めて収まったが、火山灰の降下はその後も継続し、建物外は30cm程埋没した。そして、二度目の土石流が発生し建物内部は完全に埋没した。

(3)復旧痕跡について

第9図の建物の南北ベルトセクションには、二次堆積層が断続し、一次堆積物ブロックが6層類似土と共に入り込んでいる箇所がある。一次堆積物ブロックは横転しているため、掘削後6層類似土とともに建物外から持ち込まれたことを示している。中敷領第1地点においても、建物外辺に同様の状況が見られ、復旧痕跡とされた(お茶の水女子大学教育学部博物館学研究室ほか2007)。今事例は、建物内的一部分を掘り返した痕跡であり、建物を復旧する目的で掘削行為が行われ放棄されたものなのか、建物内を探索する目的で掘削されたのかは明らかではない。

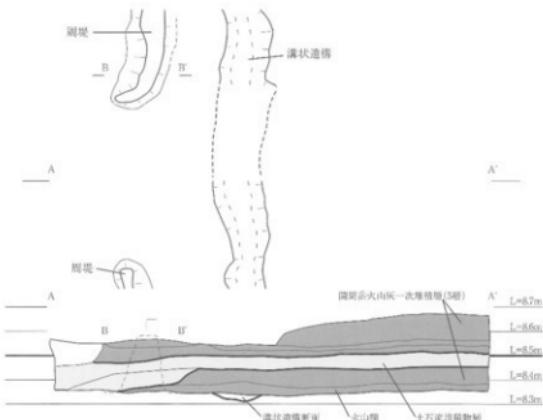
番号	原上げ No.	出土層	器種	法量	部位	色外	色内	色内	色地	胎土粒	混和材	調整	その他
1	建物 No.2	カマド 上面	土器器 類	口径1/2 ~ 1/3 剥離全部	宍形	5YRS/3 10R4/1	7.5YRS/2 2.5YRS/2	5YR5/2	口唇 7.5YR5/3 5YR5/2	細砂粒を 若干含む	白・ 黒	内:ミガキ工芸ナデ、カキ上 げのラグナ	焼成良好 外:良品、スズ、外 部:ヨコナデ、ミガキナデ 黒:ナデ
2	建物 No.15	床面 裏面	成川式 系縦	口径最大2.4cm 口径最小2.2cm 高さ2.2cm 底径10.2cm 厚7.4cm	口~底部	7.5YR6/3 N4/0	7.5YR5/2 10R4/1	10YR4/1	口唇 10YR5/2 底部内 2.5YR5/3	細砂粒を 若干含む	白・ 黒	内:ヨコナデ、ユビオサエの ナデ、カムリ上げのモチナ デ、ヨコナデ、カムリ上げ 口唇:ユビオサエ 底部内:カムリのちナデ	成成良好 開口部半にユビオサエ ラゲは鉛鉢全般に ヨコナデ、カムリ上げ 開口部下年の部分1/4 ヨコナデとした部 位もあり
3	建物 No.3	石船炉 中出土	土器器 類	口径21.8cm 底径20.4cm底壁 5.1cm	宍形	5YRS/2 10R5/1	N4/0	5YR5/2	口唇 7.5YR5/1 10YR5/1	マツメの ため不明	白・ 黒	内:口唇ヨコナデ、ヘラケズ リ、ユビオサエ 外:口唇ヨコナデ	焼成良好 内部素好 内面素付層
4	建物A	カマド 上面	成川式 系縦	破片	口縁部	2.5YRS/3 5YRS/2 7.5YR5/2	5YR5/2 7.5YR4/1	10R5/2	吸砂粒を 含む	セ・ 白	内:ナデ 外:工具ナデのちナデ 口唇:ナデ	焼成良好 傾きモジン	
5	建物一括	カマド 中央部 底乱層	?	底高3.6cm	口縁部	7.5YR6/3	7.5YR6/3	10YR4/1	吸砂粒を 含む	セ・ 白	内:回転ナデ 外:回転ナデ 口唇:ヨコナデ	焼成良好 傾きモジン	
6	建物 No.21	床面の 辺縁	甌?	破片	把手	7.5YR5/2	7.5YR6/3	7.5YR6/2	脚内 細砂粒を 多く含む	白・ 黒	内:ていいなナナデ 外:ナナデ	焼成良好 傾きモジン	
7	建物 No.38	床面の り込み	成川式底	底高3.5cm	脚部	7.5YR5/2 10YR6/2	7.5YR6/2	7.5YR5/2	10YR5/2	マツメの ため不明	セ・ 白	内:マツメのため不明 外:ミガキ	焼成良好 内面素付層
8	建物 No.17- 18	床面の りこみ	土器器 類	底高7.2cm	口~頸部	5YR6/2	7.5YR5/1	5YR5/2	口唇 7.5YR5/2	吸砂粒を 含む	セ・ 白	内:工具ナデ 外:工具ナデ 口唇:ヨコナデ	焼成良好 内面素付層
9	建物 No.12	床面6 層上	甌	破片	口縁部	10R5/3	10R5/3	2.5YR5/2	口唇 2.5YR5/3	吸砂粒を 含む	白・ 黒	内:工具ナデ 外:工具ナデ 口唇:ヨコナデ	焼成良好
10	建物 No.4	床面7 層上	土器器 類	口径12.2cm 底基3.5 ~ 3.7cm 底径8.1cm	口~底部	5YR6/4 2.5YR5/1	5YR6/4	-	底 5YR5/3	吸砂粒を 含む	白・ 黒	内:回転ナデ 外:回転ナデ、回転ヘラケズリ 口唇:ヨコナデ	焼成良好
11	建物 No.1	床面 裏面	原器 横模	大口徑11cm 底基4.7cm 34.3cm 底基27.8cm	口~底部	S6/1 10YR6/1 10YR6/2 7.5YR5/1	2.5Y6/1 2.5Y7/2 2.5Y6/1	-	口唇 2.5Y6/1	吸砂粒を 含む	白・ 黒	内:回転ナデ 外:回転ナデ	焼成良好 脚部に粘土膜あり
12	建物 No.9	露コラ 二次埋 植植物層	土器實 質遺物 等	口径15.3cm 底基6.2 ~ 6.5cm 底径10.0cm	口~底部	10YR6/2 7.5YR5/2	10YR5/1 10R4/1	-	底 2.5Y6/1 10R4/1	吸砂粒を 若干含む	白	内:回転ナデ 外:回転ナデ 口唇:ヨコナデ 底部内:回転ヘラケズリ	部分的に黒斑 付け高台
13	建物 No.6	露コラ 二次埋 植植物層	土器器 類	口径14.3cm 底基5.5 ~ 6.8cm 底径8.6cm	口~底部	N5/0	N5/0 2.5Y5/1	N4/0	底 2.5Y6/1	吸砂粒を 含む	白	内:回転ナデ 外:回転ナデ 口唇:ヨコナデ 底部内:回転ヘラケズリ	焼成良好 傾きモジン
14	建物 No.16	床面 り込み	土器器 類	破片	口縁部	5YR5/2	7.5YR6/3	7.5YR6/2 5YR6/3	口唇 7.5YR6/3	吸砂粒を 含む	セ・ 白	内:ナデ 外:ナナデ 口唇:ナナデ	焼成良好 傾きモジン
15	建物 No.29	露コラ 二次埋 植植物層	土器器 類	破片	口縁部	5YR5/2	5YR5/3 7.5YR5/1	7.5YR5/2	口唇 7.5YR6/3	吸砂粒を 含む	セ・ 白	内:工具によるナデ 外:工具によるナデ 口唇:工具によるナデ	焼成良好 傾きモジン
16	11T No.1	6層 上面	土器器 類	口径23cm 底径9.0cm	口~頸部	7.5YR6/3 10YR5/1	5YR5/1	7.5YR5/2 7.5YR6/3	口唇 7.5YR5/2	吸砂粒を 若干含む	セ・ 白	内:工具ナデのちナデ 外:工具ナデのちナデ 脚内:工具ナデのちナデ	焼成良好
17	建物 No.34	6層 成川式裏 外側	破片	口径11cm 底基5.5 ~ 6.8cm 底径8.6cm	脚部	5YR5/2	7.5YR5/2 2.5YR4/2	5YR4/1	脚内 2.5YR5/2	吸砂粒を 若干含む	白・ 黒	内:回転ナデ 外:回転ナデ 口唇:ヨコナデ	焼成良好
18	13T No.10	6層 底基	破片	口径7.5cm 底基5.5cm 底径6.0cm	口縁部	7.5YR5/2	7.5YR5/1	N4/0	吸砂粒を 若干含む	白・ 黒	内:回転ナデ 外:回転ナデ 口唇:ヨコナデ	自燃 焼成良好	
19	6T No.2	6層 底基	破片	口径7.5cm 底基5.5cm 底径6.0cm	脚部	2.5YR6/4	5YR6/4	7.5YR6/3	吸砂粒を 若干含む	白・ 黒	内:回転ナデ 外:回転ヘラケズリ	焼成良好	
20	17T No.11	6層 底基	破片	口径7.5cm 底基5.5cm 底径6.0cm	口縁部	5YR6/4	5YR6/4	7.5YR6/4	吸砂粒を 若干含む	セ・ 黒	内:回転ナデ 外:回転ナデ、ヘラケズリ	焼成良好	
21	17T No.7	6層 底基	破片	口径7.4cm 底基7.4cm	底部	5YR5/4	5YR6/4 5YR5/3	7.5YR5/3 5YR6/2	底 5YR6/2	吸砂粒を 若干含む	カセ 白	内:回転ナデ 外:回転ナデ 口唇:ヨコナデ	焼成良好 内面赤色跡付 彩
22	17T No.9	6層 底基	破片	口径7.5cm 底基7.5cm 底径7.5cm	底部	7.5YR5/1	7.5YR6/3	7.5YR6/3 5YR7/3	吸砂粒を 若干含む	セ・ 黒	内:回転ナデ 外:回転ナデ	焼成良好 外側:内面素付層	
23	10T No.1	6層 上面	土器器 類	破片	口縁部	2.5YR5/1	5YR5/2	5YR5/2	口唇 7.5YR5/2	吸砂粒を 若干含む	カセ 白	内:ナデのちヘラケズリ 外:ナナデ 口唇:ヨコナデ	焼成良好
24	17T No.2	6層 底基	破片	口径7.5cm 底基7.5cm 底径7.5cm	口~底部	7.5YR5/1	7.5YR5/1	5YR4/1	口唇 7.5YR5/2	吸砂粒を 若干含む	セ・ 白	内:工具ナデのちヘラケズリ 外:ナナデ 口唇:ヨコナデ	焼成良好
25	6T No.2	4層 底基	破片	口径7.5cm 底基7.5cm 底径7.5cm	口縁部	7.5YR5/2	7.5YR5/2	7.5YR5/2	吸砂粒を 若干含む	セ・ 白	内:ナデのちヘラケズリ 外:ナナデ 口唇:ヨコナデ	焼成良好	
26	17T No.12	6層 底基	破片	口径7.5cm 底基7.5cm 底径7.5cm	口縁部	2.5Y5/1	10YR6/2	10Y5/2	口唇 2.5Y6/2	吸砂粒を 若干含む	カセ 白	内:ナデのちヘラケズリ 外:ナナデ 口唇:ヨコナデ	焼成良好
27	17T No.13	6層 底基	破片	口径7.5cm 底基7.5cm 底径7.5cm	口縁部	2.5Y6/1	10YR4/1	7.5Y4/1	口唇 2.5Y7/2	吸砂粒を 若干含む	カセ 白	内:ナデのちヘラケズリ 外:ナナデ 口唇:ヨコナデ	焼成不良
28	BT No.1	6層 石帯	石材:凝灰岩	長3.8cm 短3.5cm 厚0.8cm	直角	-	-	-	-	-	-	-	-

(4) 成川式系上器について

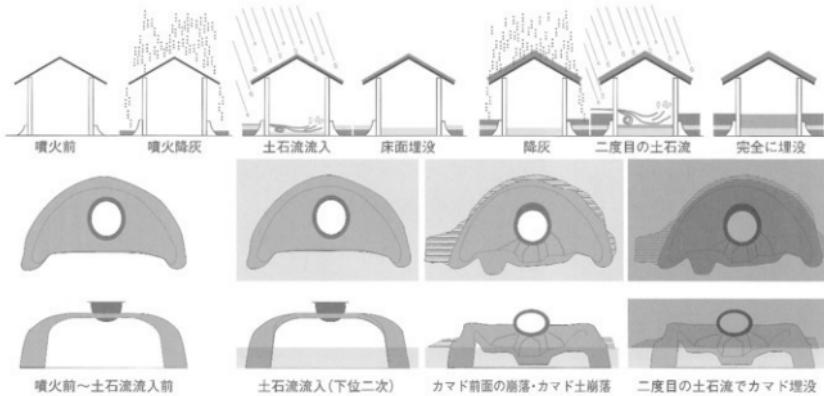
カマドの横で出土した壺形土器には脚台があり、外見上の特徴が成川式土器に近似していることから、「成川式系土器」と呼称した。指宿市内の成川式壺形土器の下限例は、国指定史跡指宿橋幸礼川遺跡の2号住居床面直上資料である。住居は8世紀代に帰属する。壺は内湾する口縁を持ち、口縁直下に一条凸帶を施す「笠貫式土器」の系統である(指宿市教育委員会1996)。

今回出土した菱形土器は、口縁部が緩やかに外反するタイプであり、一条凸帯は施さないが、脚台を有する。外面は粗雑な作りで、内部も土師器甕とは調整が異なる。口縁部の外反角度は一定せず、口縁部平面観もゆがんだ梢円形となっている。口縁部が外反する属性に着目すると、釜貫式土器とは異なる。敷領遺跡の6層中には、土師器甕に凸帯を貼り付けた「折衷土器」があることが知られているが、口縁部が外反するという点だけが若干類似するのみであり、調整技法においても折衷土器とは異なる特徴を有するこの土器を、今後どのように位置づけるかが課題である。

なお、この土器の外面には、カマド土に接していた部分だけでなく、接していなかった口縁部にも明らかに粘土が付着している。カマド上面の土師器甕と使用痕において共通性があり、注意を要すると考えられる。



第22図 建物入口部分層位断面図と構造配置図($S=1/20$)



第23図 建物埋没過程とカマドの埋没過程想定図

【文献】

- 指宿市教育委員会 1996 「噴火礼川遺跡X」 指宿市埋蔵文化財発掘調査報告書21
 指宿市教育委員会 2010 「平成21年度内燃路確認調査報告書 敷領遺跡・大園原遺跡・山王遺跡・森山遺跡」 指宿市埋蔵文化財発掘調査報告書47
 お茶の水女子大学教育学部博物館研究室・鹿児島大学法文学部比較考古学研究室 2007 「鹿児島県指宿市泰無遺跡(柳田地点)の調査」 文部科学研究費補助金特定領域研究「わが国の火山噴火災害における生活・文化環境の復元」による発掘調査報告書
 鹿児島県教育委員会 2005 「大島遺跡」 鹿児島県立埋蔵文化財センター発掘調査報告書80
 外山政子1992「伊かカマドか—もう一つのカマド構造について—」『研究紀要10』 財团法人群馬県埋蔵文化財調査事業団

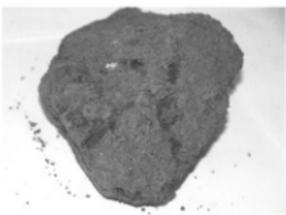


写真2 カマド土中サス痕跡(?)

図版1 遺構①(カラー写真は右URLで閲覧できます。<http://www.minc.ne.jp/cocco/shikiryol3/toppage.htm>)



1 平地式建物調査状況



2 平地式建物完堀状況



3 柱穴1完堀状況



4 柱穴3棱出状況



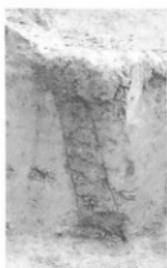
5 柱穴2完堀状況



6 柱穴5完堀状況



7 壁蒂ピット検出状況



8 壁蒂ピットP12



9 建物出入口完堀状況



10 カマド・石組炉検出状況

図版2 遺構②



11 石組炉埋土状況



12 石組炉完壠状況



13 カマド南面露出状況



14 カマド調査状況



15 カマド南北断面状況



16 カマド埋土除去状況



17 カマド完壠状況



18 溝状遺構検出状況

図版3 遺構③



19 成川式系土器出土状況



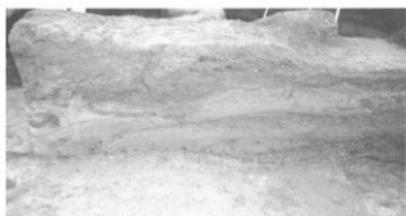
20 須恵器横瓶出土状況



21 土筋質須恵器坏出土状況



22 土器皿出土状況



23 出入口層位断面状況



24 建物層位断面の復旧痕跡(?)

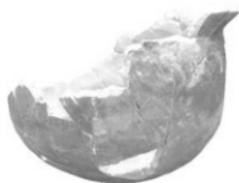


25 試掘状況12T 囲堤状遺構の検出



26 試堀状況10T 建物埋土一部検出

図版4 遺物



1



2



3



4



5



6



7

カマド・石組炉に伴う遺物



11



8



10



14

建物床面直上出土遺物



15



12



13

建物二次堆積物層出土遺物



16



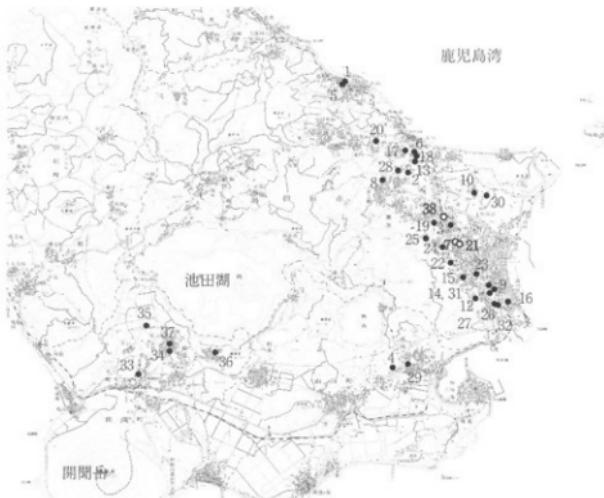
28

11T 建物床面？出土遺物

8T 建物床面？出土遺物

第Ⅱ編 その他市内遺跡

市内にはおよそ120か所の周知の遺跡地がある。平成27年1月末現在で39件の93条届出、6件の94条届出がなされ、この内37件について本調査・確認調査・工事立会を実施した。以下では敷設遺跡地内で行った確認調査について報告する。併せて、玉利遺跡地内にある指宿市立柳田小学校プール移設工事計画に伴い実施した確認調査について報告する。



第1図 平成26年度本調査・確認調査・工事立会地点

遺跡名	所在地	種別	公私	対応	遺跡名	所在地	種別	公私	対応
1 岩本麓	岩本3004	住宅	工事立会	20 宮之前	西方6508-1	住宅	工事立会		
2 道下	西方423-6	住宅	工事立会	21 敷銀	十二町字敷銀8番2、88番15、88番18	老人ホーム	本調査		
3 矢石	十町宇田組前2492番1	住宅	工事立会	22 南迫田	十町森脇2855-1の一部 他	車庫	工事立会		
4 成川	山川成川字舟渠5268-4	住宅	工事立会	23 高田原	十二町字大曾ノ前45番14、545番3	住宅	工事立会		
5 岩本麓	岩本字麓3015-5、3028-5	住宅	工事立会	24 追田陣跡	十町宇田2615-4	住宅	工事立会		
6 大園原	西方字大園原2372番10の一部	住宅	工事立会	25 上玉利Ⅱ	東方字源坂村下499番10	住宅	工事立会		
7 敷銀	十二町字敷銀1番1、2265番9	住宅	確認調査	26 橋牟礼川	十二町3317	電柱	工事立会		
8 道下	東方6605-5、6805-1の一部	住宅	工事立会	27 橋牟礼川	十二町2283-1、2283-2	共同住宅	工事立会		
9 南丹波	湯の浜三丁目2928番2	住宅	工事立会	28 道下	西方字今村178	住宅	工事立会		
10 五郎ヶ岡	東方8412-14	住宅	工事立会	29 成川	山川成川字長崎1132番地3	住宅	工事立会		
11 玉井	開聞十町6109-3	住宅	工事立会	30 五郎ヶ岡	東方8608-3	住宅	工事立会		
12 片野田	十二町字興跡2670-5	住宅	工事立会	31 橋牟礼川	十二町2269番地3	下水道	○	工事立会	
13 大園原	西方字大園原2312-2	住宅	工事立会	32 向吉	十二町字和田3317	住宅	工事立会		
14 橋牟礼川	十二町2259-9	住宅	工事立会	33 瑛庇院跡	開聞十町1406番地1	防災無線	○	工事立会	
15 小田	十二町字田原後2344-2、2344-1の一部	住宅	工事立会	34 仙田城跡	開聞仙田1989番地4	防災無線	○	工事立会	
16 南摺ヶ浜	湯の浜の元3255-1、3256-1	住宅	工事立会	35 京田西	開聞十町6113番地2	防災無線	○	工事立会	
17 大園原	西方字石行311番4	住宅	工事立会	36 上野城跡	開聞上野1774番地1	防災無線	○	工事立会	
18 大園原	西方字大園原前2360番の一部	住宅	工事立会	37 中田	開聞中田1814番地3	防災無線	○	工事立会	
19 上玉利Ⅱ	東方字立122番5	住宅	工事立会	38 玉利	十町2454番地	学校・プール	○	確認調査	

第1表 平成26年度本調査・確認調査・工事立会対応一覧

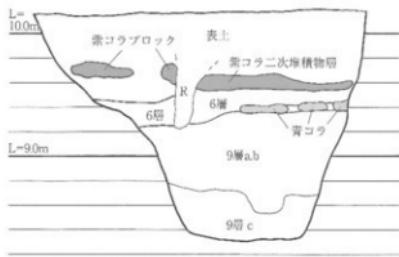
■敷領遺跡(第1表7)

1. 調査に至る経緯

敷領遺跡西部分において、個人住宅建設が計画された。この隣接地では平成20年度の市内遺跡確認調査において西暦874年の開闢土噴火で埋没した畠および古墳時代の堅穴住居跡が検出されていることから、事前に試掘調査を実施した。

2. 調査結果

浄化槽設置予定部分に1.5m×3mのトレンチを設け、地表面から約1.75mまで掘り下げ調査した。敷領遺跡の基本層序については第Ⅱ編第7図を参照いただきたい。紫コラは良く残っておらず、火山礫を含む火山灰の二次堆積物が5~15cmほどの厚さで見られる。遺構は確認されなかつたが、遺物としては6層および9層から成川式土器の壺・壺・高杯等の破片が出土した。



第3図 東壁土層断面図($S=1/40$)

■玉利遺跡(第1表37)

1. 調査に至る経緯

玉利遺跡は指宿市十町矢石・玉利一帯に広がる低地に立地する遺跡であり、弥生時代・古墳時代の遺物が表採された例がある。今回は国道226号の拡幅による指宿市立柳田小学校のプール移設計画に伴い、遺構・遺物の有無を確認するため、建設候補地に2m×2mのトレンチを2箇所設けて試掘調査を実施した。

2. 調査結果

1トレンチは1.7mまで掘り下がったが、埋め土を黒色土および池田カルデラ起源の火碎流堆積物とする現代の搅乱であった。2トレンチは2mまで掘り下がったところ、地表面から20cmの深さまでは校庭の土および表土であり、その下は池田カルデラ起源の火碎流堆積物が2mの深さまで堆積していた。遺構・遺物等は確認されなかつた。



第2図 調査地点およびトレンチ配置図



6層出土遺物写真



第4図 調査地点およびトレンチ配置図



2トレンチ西壁写真

第Ⅲ編 松尾城跡

第1章 松尾城跡の踏査

平成26年度に実施した松尾城跡の踏査は下記のとおりである。

- ・実施日:平成27年2月16日(月)～18日(水)
- ・指導者:三木靖氏(鹿児島国際大学短期大学部名誉教授)
- ・対象地:曲輪2(本丸推定地)と曲輪1の一部
- ・測量社:株式会社地図文化財サポートシステム
- ・踏査目的:昨年度に踏査を行った本丸推定地の曲輪2の北



第1図 松尾城縄張図(S=1/1000)

東部分と、曲輪1北側の一部を踏査し、縄張り図を作成する基礎となる地形図を作成した。

- ・結果:昨年度の未測量部分である曲輪2の平坦面①西側では、幅の狭い平坦面が5面(a, b, c, d, e)確認できた。平坦面①の北側には南に向って延びる段を5段確認することができた(f, g, h, i, j)。各段の東西の法面は相互に平行していることが注目できる。
また、平坦面①と平坦面②との間に2段の段をもつ法面が確認できた。さらに、平坦面①と②の接する西側部分では、虎口と考えられる部分が確認できた。
平坦面①と②の海側には土手は確認できなかったが、平坦面②においては曲輪1の東側の土手断面から、現在は残存していないが、土手が存在していた可能性が予察できた(破線で表示)。
- 曲輪1の北側の一部を測量した範囲では、土手で三方(東、南、西)を囲まれた長方形の平坦面を確認することができた(平坦面③)。



写真1 曲輪2踏査地点写真(①の東端)



写真2 曲輪2踏査地点写真(虎口から②を望む)



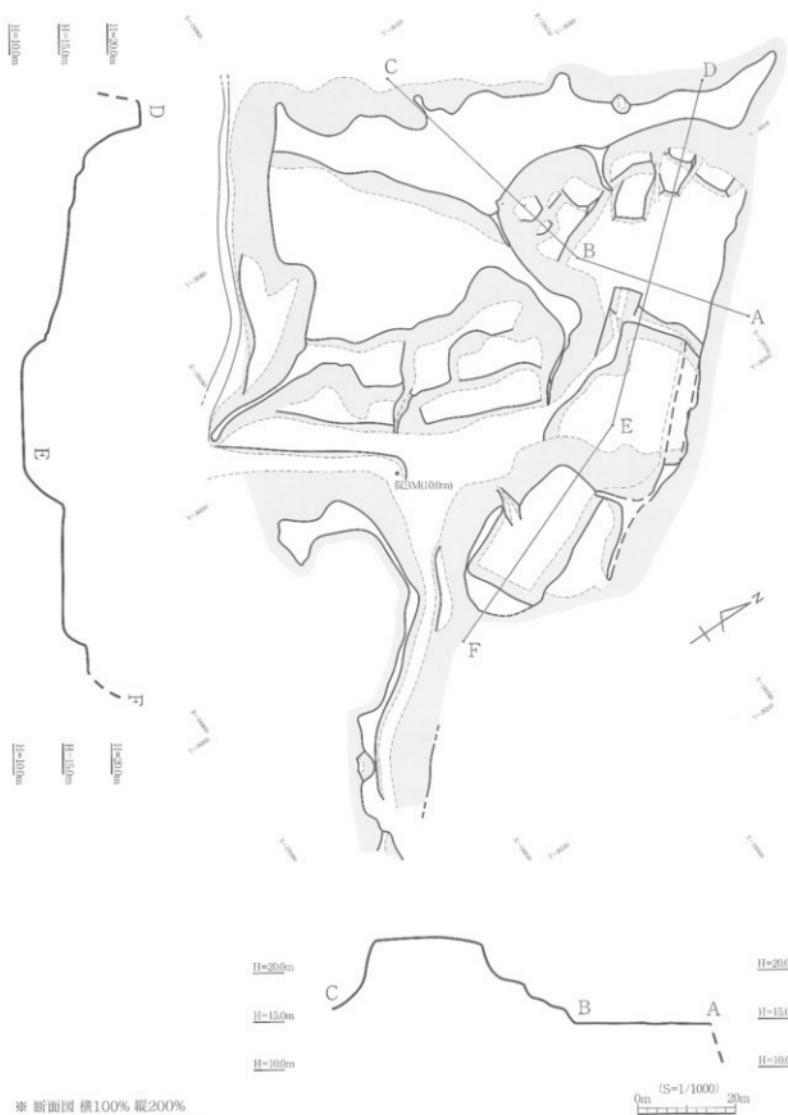
写真3 曲輪2踏査地点写真(①と②の段差部分)



写真4 曲輪2踏査地点写真(②と③の境界部分)



第2図 松尾城曲輪2・曲輪1北側測量図(S=1/600)



第3図 松尾城曲輪2・曲輪1北側測量図・断面図(S=1/1000)

報告書抄録

ふりがな	しないいいせきがくにんちょうさほうこくしょ(しきりょういせき・まつおじょうあとと・そのたしないいせき)
書名	平成26年度市内遺跡確認調査報告書(敷領遺跡・松尾城跡等・その他市内遺跡)
調書名	-
卷次	-
シリーズ名	指宿市埋蔵文化財発掘調査報告書
シリーズ番号	第55集
編著者名	中東 浩太郎 恵鳥 琢子 錦田 洋輔
編集機関	鹿児島県指宿市教育委員会(指宿市考古博物館 時遊館COCCOはしまれ)
所在地	〒891-0403 鹿児島県指宿市十二町2290 TEL:0903-23-5100
発行年月日	平成26年3月31日

所取遺跡名	所在地	コード		北緯	東経	調査期間	調査面積	調査原因
		市町村	遺跡番号					
敷領遺跡	指宿市十二町 88.2ha		6-54 (2-58)			H26.11.28~ 12.20		民間開発
市内遺跡 敷領遺跡 玉利遺跡	指宿市十二町1-1他 指宿市十四町2454	46210	6-54 (2-58)			H26.8.4 H27.1.7~8		民間開発 公共事業
松尾城跡	指宿市西方字 城ヶ崎		6-25			2015.2~	-	保存目的

所取遺跡名	種別	主な時代	主な遺構	主な遺物	特記事項
敷領遺跡	集落・ 火山災害遺跡	奈良~平安、 古墳時代	平地式建物	-	H24年の調査で発見した建物跡 参考文献「敷領遺跡」1977 「敷領遺跡II 古式・古古墳」1999
市内遺跡	同上	同上			
敷領遺跡 玉利遺跡	同上	同上			
松尾城跡	山城	中世	曲輪、空堀、 腰曲輪、土塁	-	一部は市指定文化財

平成26年度市内遺跡確認調査報告書正誤表

頁・行	誤	正
11-41	一部には中空ができ	一部には空洞ができ
27-16	■玉利遺跡(第1表37)	■玉利遺跡(第1表38)
報告書 抄録	発行年月日 平成26年3月31日 調査面積 敷領遺跡 市内遺跡 敷領遺跡 玉利遺跡	発行年月日 平成27年3月31日 調査面積 敷領遺跡 70m ² 市内遺跡 敷領遺跡 4.5m ² 玉利遺跡 8m ²

平成26年度市内遺跡発掘調査報告書

敷領遺跡・松尾城跡Ⅲ・その他市内遺跡

平成27年3月

発行
指宿市教育委員会
鹿児島県指宿市十二町2290

印刷所
潤上印刷株式会社
鹿児島市南栄3-1-6
